

# 令和5年度 厚生常任委員会における取組の成果

令和6年(2024年)3月

## 施策等への反映状況

本委員会において審議された中で、委員から施策を推進するうえでの様々な課題や要望が出され、県執行部において対応がなされています。その中から、主なものを取りまとめお知らせします。

	項 目	委員会で提起された課題や要望等	令和6年(2024年)3月時点での対応状況
1	子ども食堂の支援について	学校給食だけがきちんとした食事という子供もおり、そういう意味でも子ども食堂は必要と思われるので、民間だけで運営している子ども食堂にも目を向けてほしい。	今年度は、子ども食堂を支援する市町村に対して補助を行うとともに、子ども食堂で組織するネットワーク団体に対し補助を行い、子ども食堂の安定的な運営を支援した。 その結果、県内の子ども食堂の数は、令和5年1月時点で142か所から令和6年1月時点で170か所に増えた。 今後も地域の子どもの居場所である子ども食堂と市町村との連携を更に強化していきたい。
2	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種後の健康被害の状況把握について	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにワクチン接種が進められたが、ワクチン接種による健康被害が全国的にも問題になっている。 ワクチン接種と健康被害の因果関係を確定させ、健康被害と認定するには慎重な対応が求められ、時間がかかるというのは理解できるが、国に対して、対応を急ぎ認定を早めに出してもらおうよう要望し、県民が安心できる体制を整備していくべきではないか。	健康被害救済制度に係る審査の迅速化については、全国知事会を通じて国に対して要望を行った(令和5年8月、11月)。 県では、副反応が生じた場合を含め、県民からの御相談に専門的相談窓口及び専門的医療機関を設置して対応しているところ。今後も県ホームページ等を通じて周知に取り組んでいく。
3	認知症対策について	認知症については様々な対策が打たれていると思うが、現在も身近なところで、配偶者が徘徊し、もう暮らしが成り立たないなどの深刻な悩みを持っている高齢者世帯があるので、何か対策を検討してほしい。	認知症に関しては、医療、介護、地域など、認知症に関わる様々な方面の関係者に対して、認知症への理解を深める研修を毎年実施している。また、「認知症コールセンター」を設置し、本人とその家族への支援にも取り組んでいる。 このほか、認知症への理解が深まるよう、認知症月間に合わせた広報啓発イベントの実施や、地域において認知症の人とその家族を支える「認知症サポーター」の養成にも力を入れており、養成率は14年連続で日本一となっている。 なお、国では今年1月1日に認知症基本法を制定。認知症施策を緊急的に取り組むべき政策に位置づけており、認知症施策のより一層の取組強化が期待される。 県としても、国の動きを注視しながら、認知症の方が認知症とともに希望をもって生きるという新しい認知症観の理解促進を、認知症の方御本人への発信等を通じて進める施策を実施していきたい。

	項 目	委員会で提起された課題や要望等	令和6年(2024年)3月時点での対応状況
4	保健環境科学研究所の設備更新について	保健環境科学研究所の設備は老朽化しており、今年度の補正予算で新型コロナウイルス感染症に特化した検査機器等を更新するということであるが、同研究所が取り扱う業務は幅広いので、食品衛生など新型コロナウイルス感染症以外の県民を守るための業務にも対応できるよう、順次同研究所の設備の更新をお願いしたい。	感染症法に基づく検査のために、例年、耐用年数を超過した病原体等検査用備品を計画的に更新しており、今年度は顕微鏡(ダニ媒介感染症の抗体検査用)を更新した。 食品衛生法に基づく検査に関する機器についても、毎年、機器更新計画に基づき計画的に更新しており、今年度は保冷库やドラフトチャンバー、ガスクロマトグラフ質量分析装置を更新した。
5	新型コロナウイルスワクチン接種について	市町村が実施主体となって新型コロナウイルスワクチン接種を進めているが、接種率を上げるためにも、今後、どの市町村でもワクチンを接種できる環境を整えてほしい。	国から、令和6年度からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施するとの方針が示されたところ。それに伴い、季節性インフルエンザと同様に住所地市町村以外の医療機関でも接種が可能となるよう県医師会と協議を始めている。今後、市町村とも連携し、具体的な実施方法等を定め、住所地以外の市町村でも接種ができるよう進めていきたい。
6	高齢者の移動手段について	救急車をタクシー代わりに安易に呼ぶことが増えて問題となっているが、県内には、都市部と違い、タクシーをつかまえることが難しい地域があり、その地域の高齢者にとっては、夜間緊急に病院に行かなければならないときに、移動手段をどう確保するか課題となっている。 高齢者の移動手段の確保について、市町村と連携し、それぞれの地域にあった対策を検討していくべきではないか。	今年度は、八代圏域の3つの二次救急医療機関に現状確認を行った。主な回答内容としては、八代市内には夜間対応可能なタクシー会社が1社あり、他に移動手段がない場合は、そのタクシー会社に連絡をしているとのことであり、場合によってはタクシー会社がすぐに対応できない場合があるとのこと。 まずは、八代保健所が実施する「八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会」(令和6年2月16日開催)を通じて、医療機関、消防及び市町村等の関係機関と意見交換を行った。その結果、地元市町において救急車の適正利用の周知等を図るとともに、帰宅困難な事例について注視し、事例等が発生した場合には同部会にて検証を行うこととされた。
7	医療機関や施設等への物価高騰対策支援について	物価高騰対策支援は、医療機関や施設等に対しては今回で3回目となり、大変喜ばれているが、施設等によっては支援が足りないという話もあり、担当課で施設等へ改めてヒアリングを行い、施設等の意見を国に伝え、次の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に反映してもらえるようにしてほしい。	国の重点支援交付金を活用した医療機関、社会福祉施設等への物価高騰対策支援については、令和4年度に1回、令和5年度に1回を既に実施済み。また、12月補正予算において、令和6年度中に1回実施する分を確保済。支給単価については、複数の施設へのヒアリングを行った上で決定したところ。 なお、令和6年6月の報酬改定までの間、看護補助者、介護職員、障害福祉職員を対象に令和6年2月～5月の賃金引上げ分として、1人当たり月額6,000円相当を助成することとしている。

	項 目	委員会で提起された課題や要望等	令和6年(2024年)3月時点での対応状況
8	くまもとメディカルネットワークとマイナンバーカードのひもづけについて	マイナンバーカードの普及が進む中で、くまもとメディカルネットワーク(県内の医療機関や介護施設等をネットワークで結び、診療や介護に必要な情報を共有して各サービスに生かすシステム)とマイナンバーカードのひもづけが今後の課題となるが、本県では、くまもとメディカルネットワークがある程度うまくいっているため、今後はこれを活用する形でマイナンバーカードとのひもづけを進めてほしい。	今年度は、上期及び下期に「国の施策等に関する提案・要望」において「くまもとメディカルネットワークと全国ネットワークの連携推進」について要望を行った。 また、12月に全国ネットワークシステムの所管課である厚生労働省医政局特定医薬品開発支援医療情報担当参事官室に国の検討状況を確認した結果、国から、「熊本をはじめ、ローカルネットワークが即時性もあり、さらに画像やCTも共有できるなど優れている点も多いため、優れた部分は国のネットワークでも活用していくべきと認識しており、今後どうやって連携していくか摸索している。」との回答を得ている。 今後も、引き続き、国に対する要望を続けるとともに、国のシステムの内容や移行スケジュールなど動向を注視し、マイナンバーカードとのひもづけ等の連携について国の動向を踏まえて検討を進める。
9	困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画について	当計画に関係する機関として「ゆあさいど」があるが、財政的にも人的にも相当厳しい中で運営しているようである。 今回新たな計画をつくるのであれば、予算と人員を確保しないとなかなか取組が広がっていかないと思うので、総務部や警察等の関係機関とも話をしそれぞれが努力し予算を確保しながら体制の強化などを積極的に進めてほしい。	「ゆあさいど」を所管している環境生活部くらしの安全推進課や今回の法改正によって中核的な役割を果たすことになる女性相談センターとは、計画において取組を強化する施策を協議しながら、必要な予算や人員について要求を行ったところ。 来年度の計画実施後の状況を踏まえながら、引き続き、関係課において必要な予算、人員を要求しながら体制強化を図っていきたい。